

震災救援所運営管理 標準マニュアル (運営管理編)

【新旧対照表】

令和7年3月 修正版

※令和7年3月修正と令和5年7月修正のマニュアルの
新旧対照表になります。

新			旧		
5 ページ					
庶務・情報部の業務	実施 時期	6 時間以内	庶務・情報部の業務	実施 時期	6 時間以内
避難者への情報伝達			避難者への情報伝達		
≪情報掲示板での周知事項（例）≫ ・震災救援所の生活ルール（ <u>「その他5」</u> 資料・様式集参照）			≪情報掲示板での周知事項（例）≫ ・震災救援所の生活ルール（資料・様式集参照）		
新			旧		
7 ページ					
庶務・情報部の業務	実施 時期	6 時間以内			
避難者への情報伝達					
<u>（3）Wi-Fi 機器の確認</u> <u>☑各震災救援所に整備している図面をもとに、Wi-Fi 機器の保管場所を確認し、機器及び電源ケーブルを確保します。</u>  機器の保管場所					
<u>（4）Wi-Fi 機器の設置</u> <u>☑各震災救援所に整備している図面をもとに、設置場所に Wi-Fi 機器を設置します。</u>  機器の設置場所					
<u>☑設置後にスマートフォンでWi-Fi に接続し（SSID 名：00000Japan）、インターネットに接続できることを確認します。</u> <u>☑接続ができない場合は、所属救援隊本隊を通じて、災害対策本部に接続ができない旨を報告し、対応の指示を待ちます。</u>					
<u>（5）Wi-Fi スポットの案内</u> <u>☑Wi-Fi スポットの場所や接続方法、利用における注意点などを避難者に案内します。</u>					

新			旧		
8 ページ			7 ページ		
庶務・情報部の業務	実施 時期	1 週間以降	庶務・情報部の業務	実施 時期	1 週間以降
避難者への情報伝達			避難者への情報伝達		
<u>(6)</u> 震災救援所におけるルールの見直し ☑避難生活の長期化に伴い、震災救援所内でのルールについて、適宜、見直しを行うよう各部に伝達します。 ☑各部から見直し事項を確認して、既に情報掲示板へ張り出している「<u>その他 5</u> 震災救援所生活のルール（例）」（資料・様式集参照）を参考にルールの追加や変更を行います。 ☑ルールの追加や変更が発生した場合は、運営管理本部会議の承認を得た後、避難者全員に周知します。			(3) 震災救援所におけるルールの見直し ☑避難生活の長期化に伴い、震災救援所内でのルールについて、適宜、見直しを行うよう各部に伝達します。 ☑各部から見直し事項を確認して、既に情報掲示板へ張り出している「その他 6 震災救援所生活のルール（例）」（資料・様式集参照）を参考にルールの追加や変更を行います。 ☑ルールの追加や変更が発生した場合は、運営管理本部会議の承認を得た後、避難者全員に周知します。		
新			旧		
1 1 ページ			1 0 ページ		
庶務・情報部の業務	実施 時期	3 時間以内	庶務・情報部の業務	実施 時期	3 時間以内
体調不良者等の報告			体調不良者等の報告		
(2) 感染症拡大防止の周知 ☑避難者に対し定期的に次の事項を伝えます。 ＜感染症拡大防止の周知事項＞ ・人との距離を極力一定程度（2メートル程度）空けてください。 ・大声での会話はご遠慮ください。 ・発熱等の症状（発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ等）、<u>嘔吐・下痢などの胃腸症状</u>が出た方は、速やかに震災救援所運営連絡会員に申し出てください。			(2) 感染症拡大防止の周知 ☑避難者に対し定期的に次の事項を伝えます。 ＜感染症拡大防止の周知事項＞ ・人との距離を極力一定程度（2メートル程度）空けてください。 ・大声での会話はご遠慮ください。 ・発熱等の症状（発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ等）が出た方は、速やかに震災救援所運営連絡会員に申し出てください。		
新			旧		
1 3 ページ			1 2 ページ		
庶務・情報部の業務	実施 時期	1 日以内	庶務・情報部の業務	実施 時期	1 日以内
外来者対応			外来者対応		
(1) 外来者受付窓口、面会場所の設置 ☑テレビ・ラジオ・新聞等報道機関（マスコミ）、災害等研究機関の調査員、被災者の家族・親戚・友人など、様々な外来者が救援所に訪ねてくることが想定されるため、外来者受付窓口、面会場所を設置します。 <u>※避難者登録カードに「希望しない」の方は個人情報を開示しないでください。</u>			(1) 外来者受付窓口、面会場所の設置 ☑テレビ・ラジオ・新聞等報道機関（マスコミ）、災害等研究機関の調査員、被災者の家族・親戚・友人など、様々な外来者が救援所に訪ねてくることが想定されるため、外来者受付窓口、面会場所を設置します。		

新			旧		
15 ページ			14 ページ		
庶務・情報部の業務	実施 時期	1 週間以内	庶務・情報部の業務	実施 時期	1 週間以内
避難者宛の郵便物対応			避難者宛の郵便物対応		
(1) 避難者宛の郵便物対応			(1) 避難者宛の郵便物対応		
☑受取人が震災救援所に避難していることを確認できた場合、放送設備等を活用して、受取人に郵便物等が届いている旨を伝えます。 ※受取人が震災救援所に避難していない場合、郵便局員等に避難していない旨を伝えます。 ※避難者登録カードに「希望しない」の方は個人情報を開示しないでください。			☑受取人が震災救援所に避難していることを確認できた場合、放送設備等を活用して、受取人に郵便物等が届いている旨を伝えます。 ※受取人が震災救援所に避難していない場合、郵便局員等に避難していない旨を伝えます。		
新			旧		
16 ページ			15 ページ		
庶務・情報部の業務	実施 時期	3 時間以内	庶務・情報部の業務	実施 時期	3 時間以内
ボランティアの募集			ボランティアの募集		
(2) 登録カードの整理			(2) 登録カードの整理		
☑ボランティアの方に「<u>その他6</u> ボランティアのみなさまへ」(資料・様式集参照) の用紙を渡します。			☑ボランティアの方に「その他7 ボランティアのみなさまへ」(資料・様式集参照) の用紙を渡します。		
新			旧		
18 ページ			17 ページ		
庶務・情報部の業務	実施 時期	3 日以内	庶務・情報部の業務	実施 時期	3 日以内
外部支援の対応			外部支援の対応		
(3) 外部支援者の受付			(3) 外部支援者の受付		
☑外部支援者から「<u>発熱や嘔吐、下痢などの胃腸症状がなく</u>体調に問題ないこと」を聴き取ります。 ☑非接触式体温計で外部支援者の体温を測ります。 ☑「様式11 外部支援者受付名簿」(資料・様式集参照) に記入をお願いします。			☑外部支援者から「陽性者ではないこと」「濃厚接触者ではないこと」「体調に問題ないこと」を聴き取ります。 ☑非接触式体温計で外部支援者の体温を測ります。 ☑「様式11 外部支援者受付名簿」(資料・様式集参照) に記入をお願いします。		
新			旧		
23 ページ			22 ページ		
物資等配給部の業務	実施 時期	3 時間以内	物資等配給部の業務	実施 時期	3 時間以内
物資置き場の確保			物資置き場の確保		
(1) 備蓄物資の確認			(1) 備蓄物資の確認		
☑「<u>一覧4</u> 震災救援所1箇所あたりの備蓄品一覧」(資料・様式集参照) を使用して、備蓄されている物資を照合して、確認・点検を行います。			☑「一覧2 震災救援所1箇所あたりの備蓄品一覧」(資料・様式集参照) を使用して、備蓄されている物資を照合して、確認・点検を行います。		

※災害備蓄倉庫には、他の震災救援所の物資も備蓄しているため、注意してください。			※災害備蓄倉庫には、他の震災救援所の物資も備蓄しているため、注意してください。		
新			旧		
34、35ページ			33、34ページ		
物資等配給部の業務	実施 時期	6時間以内	物資等配給部の業務	実施 時期	3時間以内
飲料水の供給			飲料水の供給		
(3) <u>校内応急給水栓</u>場所の確認 ☑備蓄しているペットボトル以外に飲料水の確保が必要となるため、スタンドパイプを使用する<u>校内応急給水栓の場所</u>を確認します。 ★ <u>応急給水栓</u>の設置予定位置 (4) 飲料水 (<u>応急給水栓</u>) の供給準備 ☑スタンドパイプを用意して、<u>応急給水栓</u>まで運搬します。 ☑<u>応急給水栓</u>にスタンドパイプを設置します。 ※詳しくは、バック内の操作マニュアルを確認してください。 ☑スピンドルドライバーを少し回して水が出ることを確認します。  <u>(5) 消火栓場所の確認</u> ☑<u>スタンドパイプを使用する消火栓の場所を確認します。</u> <u>※ただし消火で使用している場合は、消火が優先となります。</u> 			(3) 消火栓場所の確認 ☑水道管の被害によって断水した場合、備蓄しているペットボトル以外に飲料水の確保が必要となるため、スタンドパイプを使用する消火栓場所の状況を確認します。 ★ <u>消火栓</u>の設置予定位置 (4) 飲料水 (消火栓) の供給準備 ☑スタンドパイプを用意して、消火栓まで運搬します。 ☑消火栓にスタンドパイプを設置します。 ※詳しくは、バック内の操作マニュアルを確認してください。 ☑スピンドルドライバーを少し回して水が出ることを確認します。 		

(6) 飲料水の供給			(5) 飲料水の供給		
新			旧		
36ページ			35ページ		
物資等配給部の業務	実施 時期	6時間以内	物資等配給部の業務	実施 時期	6時間以内
生活用水の供給			生活用水の供給		
(1) 下水道への排水について			(1) 下水道の状況確認		
☒ 震災救援所等の避難所施設は、下水管の耐震化が終了しており、破損の可能性が低いとため、発災直後でも下水道へ生活用水（トイレ、洗濯、手洗い、掃除などで使用した水）の排水は可能です。			☒ 水道管の被害によって断水した場合、下水道にも被害が発生している可能性があるため、救援隊本隊に下水道の使用可否について庶務・情報部を通じて確認します。		
※下水道局の点検後、使用中止のお知らせがあった場合は、下水道への排水はできなくなるので、トイレ等の水を流さないようその旨を周知します。			※下水道の被害が大きい場合、生活排水を発生抑止する必要があります。		
			☒ 救援隊本隊から下水道の使用不可の連絡を受けた場合、震災救援所内で水道の使用はできるが、下水道への排水はできなくなるので、トイレ等の水を流さないようその旨を周知します。		
新			旧		
39ページ			38ページ		
救護・支援部の業務	実施 時期	3時間以内	救護・支援部の業務	実施 時期	3時間以内
傷病者の応急手当			傷病者の応急手当		
(1) 応急手当の準備			(1) 応急手当の準備		
☒ 保健室などで、応急手当に使えるものを確認し、持ち出します。			☒ 保健室などで、応急手当に使えるものを確認し、持ち出します。		
※持ち出した物品は記録する。					
新			旧		
40ページ			39ページ		
救護・支援部の業務	実施 時期	6時間以内	救護・支援部の業務	実施 時期	6時間以内
重傷者の搬送			重傷者の搬送		
<区内の緊急医療救護所>			<区内の緊急医療救護所>		
名称	所在地		名称	所在地	
荻窪病院	今川 3-1-24		荻窪病院	今川 3-1-24	
杏林大学医学部付属杉並病院	和田 2-25-1		佼成病院	和田 2-25-1	
河北総合病院	阿佐谷北 1-6-1		河北総合病院	阿佐谷北 1-7-3	
東京衛生アドベンチスト病院	天沼 3-17-3		東京衛生アドベンチスト病院	天沼 3-17-3	
城西病院	上荻 2-42-11		城西病院	上荻 2-42-11	
山中病院	南荻窪 1-5-15		山中病院	南荻窪 1-5-15	
清川病院	阿佐谷南 2-31-12		清川病院	阿佐谷南 2-31-12	
浜田山病院	浜田山 4-1-8		浜田山病院	浜田山 4-1-8	
浴風会病院	高井戸西 1-12-1		浴風会病院	高井戸西 1-12-1	
タムス杉並病院	和田 1-40-5		救世軍ブース記念病院	和田 1-40-5	
ニューハート・ワタナベ国際病院	浜田山 3-19-11		ニューハート・ワタナベ国際病院	浜田山 3-19-11	

新			旧		
4 2 ページ			4 1 ページ		
救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内	救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内
災害時要配慮者への支援			災害時要配慮者への支援		
(2) 必要備品の準備 ☑キャビネットから台帳及びチェックシート、案内図を取り出します。「 <u>その他 7 登録者台帳保管キャビネットの開閉方法</u> 」(資料・様式集参照)			(2) 必要備品の準備 ☑キャビネットから台帳及びチェックシート、案内図を取り出します。「その他 8 登録者台帳保管キャビネットの開閉方法」(資料・様式集参照)		
新			旧		
4 3 ページ			4 2 ページ		
救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内	救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内
災害時要配慮者への支援			災害時要配慮者への支援		
(3) 安否確認の実施(安否確認班) ☑ 安否確認の際に要配慮者から透析支援の申し込みの希望があった場合は、杉並区災害時透析支援申込書の提出を依頼、もしくは電話で聞き取りをして申込書を作成します。 <u>※「様式 1 4 杉並区災害時透析支援申込書」(資料・様式集参照)</u> ☑登録者の身の安全が確認された場合、順次安否確認を進めます。 <u>「その他 9 救急情報キット一式」(資料・様式集参照)</u> <u>※安否確認シールを本人の許可後、自宅前に貼ります。</u>			(3) 安否確認の実施(安否確認班) ☑ 安否確認の際に要配慮者から透析支援の申し込みの希望があった場合は、杉並区災害時透析支援申込書の提出を依頼、もしくは電話で聞き取りをして申込書を作成します。 ☑登録者の身の安全が確認された場合、順次安否確認を進めます。		
新			旧		
4 4 ページ			4 3 ページ		
救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内	救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内
災害時要配慮者への支援			災害時要配慮者への支援		
(5) 安否確認結果の整理・報告 ☑安否確認終了後、チェックシートを綴って保管するとともに、台帳に確認済のチェックを記入します。 ☑安否確認結果を救護・支援部長に報告します。 ※大きな余震があり、救護・支援部長が必要だと判断した場合には、再び安否確認を行います。 <u>☑救護支援部長はチェックシートを区職員に渡し、区職員はその内容を「災害情報システム」を利用して入力します。</u> <u>「その他 3 校務 PC 操作マニュアル」(資料・様式集参照)</u> <u>入力終了後、チェックシートを救護支援部長に返却し、保管します。</u>			(5) 安否確認結果の整理・報告 ☑安否確認終了後、チェックシートを綴って保管するとともに、台帳に確認済のチェックを記入します。 ☑安否確認結果を救護・支援部長に報告します。 ※大きな余震があり、救護・支援部長が必要だと判断した場合には、再び安否確認を行います。		

<u>(6) 避難行動要支援者名簿（原簿）登載者の安否確認</u>													
<u>☑区から避難行動要支援者名簿（原簿）が提供されたら、上記（１）～（５）の手順に準じて、安否確認を行います。</u>													
新			旧										
4 5 ページ			4 4 ページ										
救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内	救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内								
災害時要配慮者への支援			災害時要配慮者への支援										
<u>(7) 避難者登録カード（災害時要配慮者）の作成</u>			(6) 避難者登録カード（災害時要配慮者）の作成										
<u>(8) 支援方法の検討及び実施</u>			(7) 支援方法の検討及び実施										
<u>(9) 福祉救護所等への搬送</u>													
<u>☑集団生活が難しい、専門的なケアが必要であるなどの理由で震災救護所での生活が難しい場合、第二次救護所および福祉救護所に避難者を搬送します。</u>													
<u>☑福祉救護所等への搬送にあたっては、必ず搬送前に救護隊本隊に開設の確認をします。</u>													
<u>☑受け入れ可能な要配慮者数に限りがあるため、搬送のたびに状況を確認します。</u>													
<u>☑搬送先の振り分けは、救護・支援部長及び震災救護所所長が判断します。搬送を行う際は、要配慮者の状態に気を配りながら搬送します。</u>													
<table><tr><td>救護所等</td><td>受け入れ対象者</td></tr><tr><td>震災救護所</td><td>自宅の焼失、倒壊等により自宅での生活が困難な方。</td></tr><tr><td>第二次救護所</td><td>自力もしくは、家族の支援で生活が可能な方で、一般用トイレの使用が難しい方、静かな空間を必要とする方。 専門スタッフがいないため、介護や医療的ケアは行いません。</td></tr><tr><td>福祉救護所</td><td>専門的なケア、介護を必要とする方で、第二次救護所等では避難生活が困難な方。 民間事業所が中心であり、職員等の参集状態により、必ず開設できるわけではありません。搬送の際は、施設の対応可能な障害特性を考慮します。</td></tr></table>			救護所等	受け入れ対象者	震災救護所	自宅の焼失、倒壊等により自宅での生活が困難な方。	第二次救護所	自力もしくは、家族の支援で生活が可能な方で、一般用トイレの使用が難しい方、静かな空間を必要とする方。 専門スタッフがいないため、介護や医療的ケアは行いません。	福祉救護所	専門的なケア、介護を必要とする方で、第二次救護所等では避難生活が困難な方。 民間事業所が中心であり、職員等の参集状態により、必ず開設できるわけではありません。搬送の際は、施設の対応可能な障害特性を考慮します。			
救護所等	受け入れ対象者												
震災救護所	自宅の焼失、倒壊等により自宅での生活が困難な方。												
第二次救護所	自力もしくは、家族の支援で生活が可能な方で、一般用トイレの使用が難しい方、静かな空間を必要とする方。 専門スタッフがいないため、介護や医療的ケアは行いません。												
福祉救護所	専門的なケア、介護を必要とする方で、第二次救護所等では避難生活が困難な方。 民間事業所が中心であり、職員等の参集状態により、必ず開設できるわけではありません。搬送の際は、施設の対応可能な障害特性を考慮します。												
<u>○福祉救護所等搬送フロー図</u>													
<u>☑要配慮者を搬送する際の目安とするものです。</u>													
<u>☑ケガ、病気については、緊急医療救護所、医療救護所に搬送します。</u>													
避難生活にあたって特別な配慮を必要としているか また、第二次救護所等は開設しているか はい 震災救護所に対応できるか はい 震災救護所の要配慮者スペースで対応 はい 二次救護所へ搬送 いいえ 震災救護所で生活 いいえ 自力、家族の力で生活可能か いいえ 福祉救護所へ搬送													

新			旧																																																		
4 7 ページ			4 5 ページ																																																		
救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内	救護・支援部の業務	実施 時期	3 日以内																																																
避難者の健康状態の聴き取り			避難者の健康状態の聴き取り																																																		
(1) 相談窓口の設置 ☑避難者からの健康状態に関する相談窓口を設置します。 <u>※女性専用相談窓口の設置も検討する。</u>			(1) 相談窓口の設置 ☑避難者からの健康状態に関する相談窓口を設置します。																																																		
新			旧																																																		
5 7 ページ			5 5 ページ																																																		
施設管理部の業務	実施 時期	6 時間以内	施設管理部の業務	実施 時期	6 時間以内																																																
携帯電話の充電対応			携帯電話の充電対応																																																		
(1) 充電の準備 ☑太陽光発電設備を確認します。「一覧 9 太陽光設置校一覧」(資料・様式集参照) <u>※太陽光発電設備未設置校は、配備されている蓄電池をご使用ください。</u>			(1) 充電の準備 ☑太陽光発電設備を確認します。「一覧 9 太陽光設置校一覧」(資料・様式集参照)																																																		
新			旧																																																		
6 0 ページ			5 8 ページ																																																		
施設管理部の業務	実施 時期	3 時間以内	施設管理部の業務	実施 時期	3 時間以内																																																
トイレの設置、管理			トイレの設置、管理																																																		
＜校内にマンホールトイレ設置用マンホールのある学校一覧＞ <table><tr><th>震災救援所</th><th>基</th></tr><tr><td>天沼小学校</td><td>5</td></tr><tr><td>杉並第六小学校</td><td>5</td></tr><tr><td>松ノ木小学校</td><td>5</td></tr><tr><td>井草中学校</td><td>10</td></tr><tr><td>高井戸第二小学校</td><td>5</td></tr><tr><td>永福小学校</td><td>5</td></tr><tr><td>旧新泉小 (1 基は車椅子用トイレ)</td><td>7</td></tr><tr><td>杉並和泉学園</td><td>10</td></tr><tr><td>桃井第二小学校 (1 基は車椅子用トイレ)</td><td>5</td></tr><tr><td>高円寺学園 (2 基は車椅子用トイレ)</td><td>10</td></tr><tr><td>旧杉並第四小学校 (現 IMAGINUS、2 基は車椅子用トイレ)</td><td>10</td></tr><tr><td>富士見ヶ丘小学校 (2 基は車椅子用トイレ)</td><td>10</td></tr></table>			震災救援所	基	天沼小学校	5	杉並第六小学校	5	松ノ木小学校	5	井草中学校	10	高井戸第二小学校	5	永福小学校	5	旧新泉小 (1 基は車椅子用トイレ)	7	杉並和泉学園	10	桃井第二小学校 (1 基は車椅子用トイレ)	5	高円寺学園 (2 基は車椅子用トイレ)	10	旧杉並第四小学校 (現 IMAGINUS、2 基は車椅子用トイレ)	10	富士見ヶ丘小学校 (2 基は車椅子用トイレ)	10	＜校内にマンホールトイレ設置用マンホールのある学校一覧＞ <table><tr><th>震災救援所</th><th>基</th></tr><tr><td>天沼小</td><td>5</td></tr><tr><td>杉六小</td><td>5</td></tr><tr><td>松ノ木小</td><td>5</td></tr><tr><td>井草中</td><td>10</td></tr><tr><td>高二小</td><td>5</td></tr><tr><td>永福小</td><td>5</td></tr><tr><td>旧新泉小 (1 基は車椅子用トイレ)</td><td>7</td></tr><tr><td>杉並和泉学園</td><td>10</td></tr><tr><td>桃井第二小学校×5 基 (1 基は障害者用)</td><td>5</td></tr><tr><td>高円寺学園 (2 基は障害者用)</td><td>10</td></tr></table>			震災救援所	基	天沼小	5	杉六小	5	松ノ木小	5	井草中	10	高二小	5	永福小	5	旧新泉小 (1 基は車椅子用トイレ)	7	杉並和泉学園	10	桃井第二小学校×5 基 (1 基は障害者用)	5	高円寺学園 (2 基は障害者用)	10
震災救援所	基																																																				
天沼小学校	5																																																				
杉並第六小学校	5																																																				
松ノ木小学校	5																																																				
井草中学校	10																																																				
高井戸第二小学校	5																																																				
永福小学校	5																																																				
旧新泉小 (1 基は車椅子用トイレ)	7																																																				
杉並和泉学園	10																																																				
桃井第二小学校 (1 基は車椅子用トイレ)	5																																																				
高円寺学園 (2 基は車椅子用トイレ)	10																																																				
旧杉並第四小学校 (現 IMAGINUS、2 基は車椅子用トイレ)	10																																																				
富士見ヶ丘小学校 (2 基は車椅子用トイレ)	10																																																				
震災救援所	基																																																				
天沼小	5																																																				
杉六小	5																																																				
松ノ木小	5																																																				
井草中	10																																																				
高二小	5																																																				
永福小	5																																																				
旧新泉小 (1 基は車椅子用トイレ)	7																																																				
杉並和泉学園	10																																																				
桃井第二小学校×5 基 (1 基は障害者用)	5																																																				
高円寺学園 (2 基は障害者用)	10																																																				
(2) トイレの利用方法の周知 ☑使用ルールを目に付く場所に表示します。 <u>「その他 1 2 震災救援所トイレの使用ルール (例)」</u> (様式・資料集を参照)			(2) トイレの利用方法の周知 ☑使用ルールを目に付く場所に表示します。「震災救援所トイレのルール」 (様式・資料集を参照)																																																		

新			旧		
62、63ページ			60ページ		
施設管理部の業務	実施 時期	3 時間以内	施設管理部の業務	実施 時期	3 時間以内
ペットの対応			ペットの対応		
(1) <u>ペット</u>飼養場所の設置 ☑雨風のしのげる場所にペットの居場所を設置します。 ※遊具や自転車置き場等を利用することが考えられます。  <u>ペット飼養場所</u>			(1) 動物飼養場所の設置 ☑雨風のしのげる場所にペットの居場所を設置します。 ※遊具や自転車置き場等を利用することが考えられます。  <u>動物飼養場所</u>		
☑<u>動物飼育場所設営に必要な資材として、ペット用防災物品をペットの飼い主等へ提供します。</u> ※「一覧7 ペット用防災物品一覧」(資料・様式集参照)					
(2) 震災救援所にて対応できない動物の周知 ☑人に危害を与える恐れのある生き物、毒や細菌、微生物などによる被害の恐れのある生き物等は、避難者との<u>共同生活</u>はできませんので、飼い主に理解を求めています。			(2) 震災救援所にて対応できない動物の周知 ☑人に危害を与える恐れのある生き物、毒や細菌、微生物などによる被害の恐れのある生き物等は、避難者との共生は出来ませんので、飼い主に理解を求めています。		
(3) 負傷動物救護所の確認 ☑<u>該当する震災救援所は、東田中学校、井草中学校、高井戸第二小学校、杉森中学校、杉並和泉学園の5か所です。</u> ☑<u>屋内に負傷動物救護スペースを確保します。</u> ※<u>逸走等事故の危険があるため、屋外やテントでの治療は困難です。</u>  <u>負傷動物救護スペース</u>			(3) 負傷動物救護所の確認 ☑開設されている負傷動物救護所の開設状況を救援隊本隊に確認します。 ☑地震により負傷したペットを連れた飼い主がいたら、負傷動物救護所の場所を案内します。		
☑負傷動物救護スペースの確保状況を救援隊本隊（<u>医療救護部</u>）に報告します。 ☑<u>獣医師が到着した後</u>、地震により負傷したペットを連れた飼い主がいたら、負傷動物救護所の場所を案内します。					

(4) ペット対応ルールの周知

☒ 「その他 8 震災救援所でのペット飼育ルール」(資料・様式集参照) は事前に定めておき、震災救援所開設時は、ペット飼養場所の指定後、飼養場所や救援所入口等に掲示します。

(4) ペット対応ルールの周知

☒ 「その他 9 震災救援所でのペット飼育ルール」(資料・様式集参照) は事前に定めておき、震災救援所開設時は、ペット飼養場所の指定後、飼養場所や救援所入口等に掲示します。